

福井県報

号外第93号
令和5年
10月4日(水)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

条 例

- ※福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する
条例(三十六・児童家庭課)……………三
- ※福井県認定こども園の認定の要件に関する条例(三十七・
同)……………五
- ※旅館業法施行条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(三十八・
医薬食品・衛生課)……………五
- ※福井県立学校設置条例の一部を改正する条例(三十九・高校教育課)……………六
- ※福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(四十・警察本部)……………七

本号で公布する条例のあらまし

- ◇福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例
(条例第三十六号 児童家庭課)
- 1 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六条第一項の規定に基づき、
福井県児童・女性相談所(以下「児童・女性相談所」という。)を設置し、福井県総
合福祉相談所から児童相談所および婦人相談所を移転することとした。(第一条関係)
- 2 児童・女性相談所を福井市に置き、その所管区域を福井県の区域(ただし、児童相
談所の業務に係る所管区域は、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市
、坂井市、吉田郡、今立郡、南条郡および丹生郡)とすることとした。(第二条関係)
- 3 児童福祉法第十二条第一項の規定に基づき、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所(以
下「敦賀児童相談所」という。)を設置することとした。(第三条関係)
- 4 敦賀児童相談所を敦賀市に置き、その所管区域を敦賀市、小浜市、三方郡、大飯郡
および三方上中郡とすることとした。(第四条関係)
- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。(第五条関係)
- 6 福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に
関する条例(平成十二年福井県条例第九号)の題名を福井県総合福祉相談所の設置お
よび管理に関する条例に改め、児童相談所および婦人相談所に関する規定を削除する
こととした。(附則第二項関係)
- 7 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十七号 児童家庭課)

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十
八年法律第七十七号)の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇旅館業法施行条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三十八号 医薬食品・衛生課)

- 1 旅館業法施行条例の一部改正関係
旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)の一部改正に伴い、引用条項の整理を
行うこととした。(第十四条関係)
- 2 福井県手数料徴収条例の一部改正関係
旅館業法の一部改正に伴い、事業の譲渡および譲受けの承認に関する手数料を定め

ることとした。(別表関係)

3 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行することとした。

◇福井県立学校設置条例の一部を改正する条例(第三十九号 高校教育課)

1 福井県立清水特別支援学校に高等部を新設することとした。(第一条関係)

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(条例第四十号 警察本部)

1 警察職員の定数を改定することとした。(別表関係)

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

条例

福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例を公布する。
令和五年十月四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十六号

福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例

(福井県児童・女性相談所の設置等)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項の規定に基づき、児童および困難な問題を抱える女性の相談および援助に関する事務を分掌させるため、福井県児童・女性相談所(以下「児童・女性相談所」という。)を設置する。

2 児童・女性相談所は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十二条第一項の児童相談所(以下「児童相談所」という。)および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第九条第一項の女性相談支援センター(以下「女性相談支援センター」という。)とする。

(児童・女性相談所の位置および所管区域)

第二条 児童・女性相談所は、福井市に置く。

2 児童・女性相談所の所管区域は、福井県の区域とする。ただし、児童福祉法第十二条第二項に規定する児童相談所の業務に係る所管区域は、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡、今立郡、南条郡および丹生郡とする。

(福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置)

第三条 児童福祉法第十二条第一項の規定に基づき、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所(以下「敦賀児童相談所」という。)を設置する。

(敦賀児童相談所の位置および所管区域)

第四条 敦賀児童相談所は、敦賀市に置く。

2 敦賀児童相談所の所管区域は、敦賀市、小浜市、三方郡、大飯郡および三方上中郡とする。

(その他)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に関する条例の一部改正)

2 福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に関する条例(平成十二年福井県条例第九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例

(福井県総合福祉相談所の設置等)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項の規定に基づき、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の相談および援助

改正前

福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に関する条例

(福井県総合福祉相談所の設置等)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第一項の規定に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要保護女子および児

に関する事務を分掌させるため、福井県総合福祉相談所（以下「総合福祉相談所」という。）を設置する。

2 総合福祉相談所は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
第十一條第一項の身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二條第一項の知的障害者更生相談所および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六條第一項に規定する精神保健福祉センターとする。

（総合福祉相談所の位置および所管区域）

第二條 （略）

2 総合福祉相談所の所管区域は、福井県の区域とする。

（使用料および手数料の免除）
第六條 （略）

（その他）
第七條 （略）

3 （福井県青少年愛護条例の一部改正）

福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（旅館業を営む者の届出）

第三十八條 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二條第一項に規定する旅館業を営む者（風営法第二條第六項第四号の営業を営む者を除く。）は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、児童・女性相談所長、

童の相談および援助に関する事務を分掌させるため、福井県総合福祉相談所（以下「総合福祉相談所」という。）を設置する。

2 総合福祉相談所は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
第十一條第一項の身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二條第一項の知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六條第一項に規定する精神保健福祉センター、売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第三十四條第一項の婦人相談所および児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二條第一項の児童相談所（以下「児童相談所」という。）とする。

（総合福祉相談所の位置および所管区域）

第二條 （略）

2 総合福祉相談所の所管区域は、福井県の区域とする。ただし、児童福祉法第十二條第二項に規定する児童相談所の業務に係る所管区域は、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡、今立郡、南条郡および丹生郡とする。

（使用料および手数料の免除）
第六條 （略）

（福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置）

第七條 児童福祉法第十二條第一項の規定に基づき、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所（以下「敦賀児童相談所」という。）を設置する。

（敦賀児童相談所の位置および所管区域）

第八條 敦賀児童相談所は、敦賀市に置く。

2 敦賀児童相談所の所管区域は、敦賀市、小浜市、三方郡、大飯郡および三方上中郡とする。

（その他）
第九條 （略）

改正前

（旅館業を営む者の届出）

第三十八條 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二條第一項に規定する旅館業を営む者（風営法第二條第六項第四号の営業を営む者を除く。）は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、総合福祉相談所長、嶺

嶺南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。

(物品の販売業者等の責務)

第三十九条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、前条に規定する旅館業を営む者または理容業もしくは美容業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)第二条第一項第二号または第三号に規定する営業をいう。)を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。

(物品の販売業者等の責務)

第三十九条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、前条に規定する旅館業を営む者または理容業もしくは美容業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)第二条第一項第二号または第三号に規定する営業をいう。)を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および総合福祉相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十七号

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年福井県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項および第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(同条第一項または第三項の認定を受けた施設および同条第十項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)の認定の要件を定めるものとする。

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項および第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(同条第一項または第三項の認定を受けた施設および同条第十項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)の認定の要件を定めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十八号

旅館業法施行条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)
 第一条 旅館業法施行条例(昭和三十三年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>(宿泊を拒むことができる事由) 第十四条 法第五条第一項第四号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p>	改正後
<p>(宿泊を拒むことができる事由) 第十四条 法第五条第三号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p>	改正前

(福井県手数料徴収条例の一部改正)
 第二条 福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>別表(第二条、第三条関係) 一〇四 (略) 五 健康福祉部関係</p>	<p>事務の区分 一〇五十四 (略) 五十五 旅館業法第三条の二 第一項、第三条の三第一項 または第三条の四第一項の 規定に基づく旅館業の許可 を受けた地位の承継の承認 申請に対する審査</p>	<p>名称 (略)</p>	<p>金額 (略) 七千四百円</p>
<p>五十六〇二百一十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
改正後		改正前	
<p>別表(第二条、第三条関係) 一〇四 (略) 五 健康福祉部関係</p>	<p>事務の区分 一〇五十四 (略) 五十五 旅館業法第三条の二 第一項または第三条の三第 一項の規定に基づく旅館業 の許可を受けた地位の承継 の承認申請に対する審査</p>	<p>名称 (略)</p>	<p>金額 (略) 七千四百円</p>
<p>五十六〇二百一十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則
 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十九号

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例

福井県立学校設置条例(昭和二十八年福井県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>(設置)</p> <p>第一条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別支援学校</p> <p>名称 位置 部</p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>福井県立福井東特別支援学校 (略) (略) (略)</p> <p>福井県立清水特別支援学校 福井市島寺町 小学部、中学部、高等部</p> <p>福井県立嶺北特別支援学校 (略) (略) (略)</p> <p>三 (略) (略) (略)</p>	改正前	<p>(設置)</p> <p>第一条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別支援学校</p> <p>名称 位置 部</p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>福井県立福井東特別支援学校 (略) (略) (略)</p> <p>福井県立清水特別支援学校 福井市島寺町 小学部、中学部</p> <p>福井県立嶺北特別支援学校 (略) (略) (略)</p> <p>三 (略) (略) (略)</p>
-----	--	-----	--

附則
この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年十月四日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第四十号

福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

福井県地方警察職員定数条例（昭和二十九年福井県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）			
区分	階級	区分	階級
警察官	警視 警部 警部補（巡查部長を含む。） 巡查	警察官	警視 警部 警部補（巡查部長を含む。） 巡查
(略)	(略)	(略)	(略)
定数	一六六人 九八七人 五一七人	定数	一六五人 九七六人 五一〇人
小計	一、七五一人	小計	一、七三二人
その他の職員	三三二人	その他の職員	三五一人
合計	(略)	合計	(略)

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十月四日発

行

発行人

〒九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号

福井県